

特定秘密保護法の強行採決に断固抗議する会長声明

本年12月6日、特定秘密保護法（以下「本法」という。）が衆議院に続いて参議院でも強行採決され、成立した。

しかし、本法の成立により、憲法上の重要な権利である国民の知る権利及び報道・取材の自由が侵害される危険性については、国会での審議においても全く解消されていない。

政府の答弁は多くの点で二転三転しており、本法が拡大解釈され、知る権利が侵害されるおそれは依然として高い。例えば、原発情報については、原発施設の立地条件までが秘密の対象となる可能性がある。また、マスコミに対する家宅捜索については、担当大臣と法務大臣の答弁が食い違い、本法成立によるマスコミ報道に対する萎縮効果は無視しえない。

本法案に対しては、多数の国民も不安を抱き、マスコミによる世論調査では過半数の国民が反対し、マスコミ関係団体・出版団体のみならず、消費者団体、宗教界、演劇・映画界、医療関係団体、ノーベル賞受賞者を含む科学者団体等、多くの団体から反対の意見が表明されている。近年、これほどまで多種多様な団体が、法成立に対して反対の意見を表明したことはない。

にもかかわらず、衆議院では、このような多数の国民の意見を全く無視して本法の強行採決がなされ、さらに参議院でも十分な審議を尽くすことなく強行採決がなされた。この二回にわたる強行採決は、憲法上の本質的な問題点を解消しないまま多数の民意を踏みにじって行われたことから、二重の意味で民主主義の否定といわざるをえない。

加えて、本法については、第三者機関の設置が条文に規定されなかったことから、政府が本来市民に対して公開すべき情報を違法に秘密指定してもそれをチェックすることができない。これは、政府から独立した第三者機関もしくは裁判所が、秘密の内容をチェックできるシステムを構築している諸外国の制度と決定的に異なる点である。

本法は、国民主権、三権分立という憲法の根本原理を蔑ろにし、多くの市民・団体等が反対している点からしても、また秘密保全法制の国際的な準則であるツワネ原則に違反していることからしても、到底容認できるものではない。

今政府に求められているのは、秘密を作るのではなく情報公開を進めることである。

当会は、特定秘密保護法の強行採決に対して断固として抗議し、改めて本法の即時廃止を強く求めるとともに、知る権利を拡充し実効性あるものとするために、情報公開法及び公文書管理法の改正に取り組むものである。

2013年（平成25年）12月10日
大阪弁護士会
会長 福原 哲 晃